

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール実施要項

平成26年1月24日
文部科学大臣決定

1. 趣 旨

近年の科学技術の進展等に伴い産業界に必要な専門知識や技術は高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が発展している。

これに対応するため、高等学校（専攻科を含む）及び中等教育学校の後期課程の職業教育を主とする学科など（以下「専門高校等」という。）において、大学・研究機関・企業等との連携の強化等により、社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図る。

2. 事業目的

専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校等をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定し、実践研究を行うことで、上記趣旨の達成に必要な専門高校等に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得る。

3. 実施期間

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定期間は、原則として3年（専攻科を含める場合は最長5年）とする。

4. 指定の手続

- (1) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとしての指定を希望する専門高校等の管理機関（国立の学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人，公立の学校にあっては当該学校を所管する教育委員会，私立の学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は，文部科学省にスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定に係る申請書（以下「指定申請書」という。）を提出する。指定申請書には当該学校のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールとしての指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 文部科学省は，指定申請書に記載された研究開発計画の内容を審査し，適切と認めるときは当該学校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定する。

5. 研究開発の実施

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定された学校（以下「指定校」という。）においては，社会の変化や産業の動向等に対応した，高度な知識・技能を身に付け，社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため，先進的な卓越した取組を行う教育を重点的に実施する。

これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため，現行教育課程の基準

の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか，学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき，現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して研究開発を行うことができる。

6. 指定校の運営

管理機関は，指定校の運営に関し，専門的見地から指導，助言，評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，企業等の技術・技能者，関係行政機関の職員等によって組織するものとする。

7. 実績の報告

管理機関は，指定校における研究開発の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

8. 経費等

(1) 文部科学省は，事業計画の規模・内容等を勘案し，予算の範囲内で，本事業の実施に当たり適切と認められる経費を委託費として支出する。

(2) 文部科学省は，指定校における研究開発の実施状況及び経理処理状況について，管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

9. スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール企画評価会議

本事業での専門的職業人を育成する研究開発の推進に係る企画，指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため，文部科学省にスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール企画評価会議を置く。企画評価会議は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，企業等の技術・技能者，関係行政機関の職員等をもって構成する。

10. 文部科学大臣の是正措置

文部科学大臣は，指定校における研究開発の内容が，指定の趣旨に反すると認めるときは，企画評価会議の意見を聴いて，必要な是正措置を講ずる。

11. その他

この要項に定める事項のほか，本研究開発に係る関係書類の様式，事務処理の細目等，本研究開発の実施に当たり必要な事項については，別途定める。